

中小企業向け人材育成研修「富山版 MBA」ポータルサイト構築業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、標記業務受託者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものです。

2 業務委託の概要

(1) 契約者

富山県知事 新田 八朗

(2) 業務名

中小企業向け人材育成研修「富山版 MBA」ポータルサイト構築業務委託

(3) 業務内容

別紙 1 「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(5) 委託金額の上限

金 7,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※委託費の上限額。この上限額とは別に契約締結手続きの中で予定価格を設定したうえで契約締結額を決定します。

3 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式により事業者を決定します。

プロポーザルの申込みがあった事業者から提出された企画書の書面審査とプレゼンテーションを踏まえ、総合的に最も優れた提案をした業者を受託候補者として選定します。

4 プロポーザル参加資格要件

次の条件の全てを満たす者としします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) ポータルサイト構築又はこれに類する業務の実績を有すること
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (5) 次のいずれにも該当しないこと

- ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。以下同じ。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者
- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 県税を滞納している者
- ⑬ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ⑭ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

5 プロポーザルの参加手続き

(1) プロポーザルへの参加申込み

プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）を令和 8 年 7 月 31 日（金）17 時まで（必着）に電子メールで提出してください。

(2) 本プロポーザルに関する質問

- ① プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第 2 号）へ入力の上、令和 8 年 7 月 29 日（水）17 時までに電子メールにて提出してください。電話及び口頭による質問は、受け付けません。なお、質問に対する回答は、令和 8 年 7 月 31 日（金）17 時までに回答します。（質問の内容は、原則としてホームページに掲載します。）

- ② 以下の質問については、受付しません。

ア 評価基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ その他プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(3) その他

参加申込書、質問の提出先は「11 問合せ先」を参照してください。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加者は、別紙1「仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等をご提出ください。

(1) 提出書類※様式は任意

下記の書類（A4判）を電子データ（PDF形式）で提出してください。

① 企画提案書（左綴じ、任意様式）

- ・仕様書に掲載する内容に加え、本業務の目的達成に資する独自提案がある場合は、併せて提案すること

② 概算見積書

- ・上記「2 委託業務の概要」の「(5) 委託上限額」範囲内で、本委託業務を履行するための経費を積算し、見積書を提出すること
- ・来年度以降のサイト運用に係る保守費用についても、前項とは別に積算し、見積書を提出すること。

なお、当該費用は業務委託の委託上限額には含まず、来年度改めて契約を行うものとする。

- ・具体的な内訳が分かるように記載すること

③ 委託業務実施体制（様式任意）

- ・業務の実施スケジュール
- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置と具体的な役割分担・実施体制（社外協力企業等を含む）

④ 企業概要（様式第3号）

- ・他の企業と共同で事業を実施する場合は、各企業の企業概要も提出してください。

⑤ 業務実績に関する資料（様式任意）

- ・同種または類似業務の受託実績
- ・官公庁等での主な受託実績例（3点程度記載し、その概要資料も添付すること）

(2) 提出期限

令和8年8月7日（金）17時（必着）

※提出期限後の企画提案書の差替え及び再提出は原則認めません。

(3) 提出場所及び提出方法

- ① 提出先 「11 問合せ先」に同じ
- ② 提出方法 電子メール

(4) 留意事項

提案書の記述内容に不整合があった場合は、県に有利な記述内容を正とみなします。

7 審査

(1) 審査方法

企画提案書等の書面審査及びオンラインプレゼンテーションにより、最も優れた提案であると評価された者を契約候補者とします。なお、参加申込者が多数の場合、事前に書類選考を実施し、プレゼンテーション参加者を選定いたします。

①日時

・オンラインプレゼンテーションによる審査の日程は令和8年8月中旬を予定していますが、詳細な時間や開催方法等は、参加者数等に応じて調整した上で、後日、個別に連絡します。

②実施方法

・各参加者のプレゼンテーションの順番は参加申込書の提出順とし、提出のあった企画提案書をもとに説明および質疑応答を行うものとします。

・原則としてプレゼンテーションはZoomで行いますが、他のツールを使用する必要がある場合は、各社で設定等を行い、会議ID等を事前に県に連絡してください。

・1事業者につき15分を設け、プレゼンテーションを10分以内とし、残りの時間は質疑応答とします。

・プレゼンテーションへの出席人数は、最大3名までとします。

・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

・指定の時間に遅れた場合は、審査対象外とします。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

(3) 契約候補者の選定

・各審査員の評価点を合計し、最も高い点数を獲得した者を、受託候補者として選定します。

・参加者が1者の場合は、各審査員の評価点の合計が、満点の6割以上の場合にのみ、受託候補者として選定します。

(4) 審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、受託候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問合せには応じません。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

① 本実施要領（別紙1仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合

② プロポーザル参加の要件を満たしていない場合

③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

④ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合

⑤ 複数の提案書を提出した場合

⑥ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合

8 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった後は県と協議の上、最終的な仕様を確定し、別途業務委託契約を締結するものとします。

なお、委託業務の著作権は県に帰属するものとします。

9 その他

(1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とします。

(2) 参加申し込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(3) 以下に該当する場合、プロポーザルへの参加申込みは無効とします。

- ・所定の日時までに提出すべき書類を提出しなかった場合
- ・本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

(4) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益に利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

10 今後のスケジュール

・プロポーザル質問締切	令和8年7月29日（水）17時
・プロポーザル参加申込締切	令和8年7月31日（金）17時
・プロポーザル企画提案書提出締切	令和8年8月7日（金）17時
・審査会による審査	令和8年8月中旬（予定）
・審査結果通知、契約締結	令和8年8月下旬（予定）

11 問合せ先（担当）

富山県地域産業振興室経営支援課企画振興担当 石田、法邑

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

E-mail : achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp